

平成 22 年 11 月 9 日

# 資 料

## (環境関連税制)

## 平成 22 年度税制改正大綱（抄）

平成 21 年 12 月 22 日  
閣 議 決 定

### 第 4 章 平成 22 年度税制改正

#### 11. 検討事項

##### 〔国税・地方税共通〕

(2) 地球温暖化対策のための税については、今回、当分の間として措置される税率の見直しも含め、平成 23 年度実施に向けた成案を得るべく、更に検討を進めます。

車体課税については、エコカー減税の期限到来時までには、地球温暖化対策の観点や国及び地方の財政の状況も踏まえつつ、今回、当分の間として適用される税率の取扱いを含め、簡素化、グリーン化、負担の軽減等を行う方向で抜本的な見直しを検討します。

これらを法律において規定することとします。

## 所得税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六号）（抄）

### 附 則

#### （地球温暖化対策のための税についての検討）

第百四十八条 政府は、地球温暖化対策のための税について、新租税特別措置法第八十八条の八第一項及び地方税法等改正法第一条による改正後の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則第十二条の二の八の規定により当分の間規定する税率の取扱いを含め、平成二十三年度の実施に向けた成案を得るよう、検討を行うものとする。

#### （車体課税についての検討）

第百四十九条 政府は、車体課税（自動車重量税、自動車取得税、自動車税及び軽自動車税の課税をいう。以下この条において同じ。）について、新租税特別措置法第九十条の十二並びに地方税法等改正法第一条による改正後の地方税法附則第十二条の二の二第二項並びに附則第十二条の二の三第二項及び第三項に規定する自動車重量税及び自動車取得税の特例の適用期限が到来するまでに、地球温暖化対策の観点並びに国及び地方の財政の状況を踏まえつつ、新租税特別措置法第九十条の十一第一項及び第九十条の十一の二第一項並びに地方税法等改正法第一条による改正後の地方税法附則第十二条の二の三第一項の規定により当分の間規定する税率の取扱いを含め、簡素化、グリーン化（環境への負荷の低減に資するための見直しをいう。）、負担の軽減その他車体課税を取り巻く状況の変化に適確に対応するための措置について検討し、その結果に応じて、所要の見直しを行うものとする。

## 平成 22 年度税制改正大綱（抄）

平成 21 年 12 月 22 日  
閣 議 決 定

### 第 3 章 各主要課題の改革の方向性

#### 7. 個別間接税

##### （1）基本的な考え方

消費税は基本的に全ての財・サービスに課されていることから、そのほかに間接税を課すことは、実質的に二重の負担をもたらすこととなります。したがって、個別間接税については、特定の政策目的を含め、課税の趣旨を明確にすべきです。

一方で、個別間接税に関連し、「グッド減税・バッド課税」という考え方が示されています。これは特定の財・サービスが環境や健康などに影響をもたらす時に、それが好影響である時には税負担を軽減し、悪影響である時には税負担を課するという考え方です。

「グッド減税・バッド課税」の考え方に立ち、健康に配慮した税制や地球規模の課題に対応した税制の検討も進めます。

##### （3）暫定税率、地球温暖化対策のための税等

##### ② 地球温暖化対策のための税

地球温暖化対策の観点から、1990 年代以降、欧州各国を中心として、諸外国において、エネルギー課税や自動車関連税制などを含み、環境税制の見直し・強化が進んできています。

我が国における環境関連税制による税収の対 GDP 比は、欧州諸国に比べれば低いといえますが、今後、地球温暖化対策の取組を進める上で、地球温暖化対策のための税について、今回、当分の間として措置される税率の見直しを含め、平成 23 年度実施に向けて成案を得るべく更に検討を進めます。

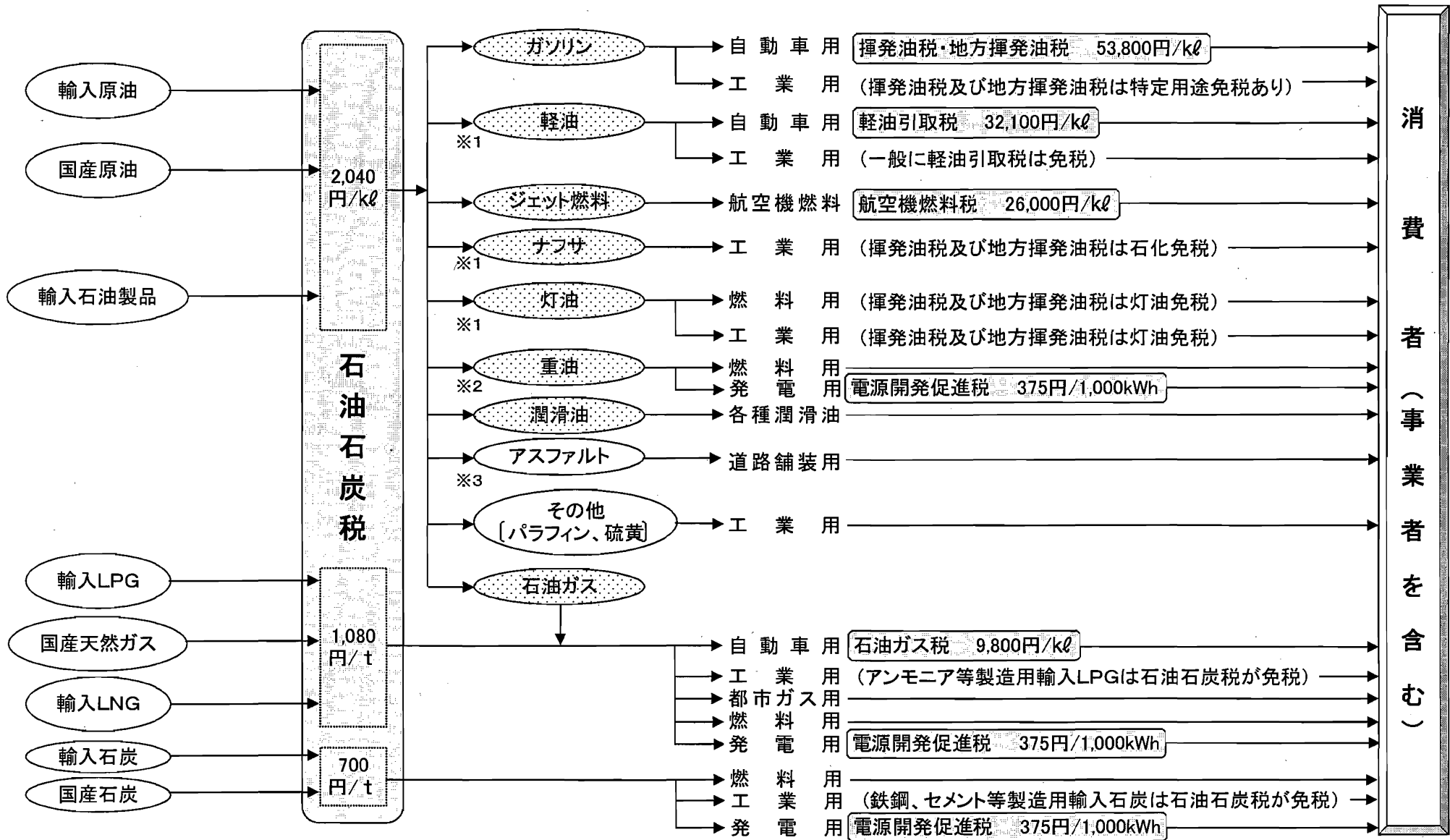
自動車関係諸税・エネルギー関係諸税の概要（平成22年度予算・地方財政計画額）

	税 目	課 税 物 件	税 率	22年度 税 収	備 考
国 税	揮 発 油 税	揮 発 油	48,600 円/kl (本則税率：24,300円/kl)	億 円 25,760	・国の一般財源
	地方揮発油税	揮 発 油	5,200 円/kl (本則税率：4,400円/kl)	2,756 (うち地方譲与分 2,756)	・地方の一般財源として全額譲与
	石 油 ガ ス 税	自動車用石油ガス	17円50銭/kg	240 (うち地方譲与分 120)	・税収の1/2は地方の一般財源として譲与
	自動車重量税	乗用車、トラック、バス、 軽自動車、バイク等	(例) 乗用車 車両重量 0.5t・1年につき ・自家用 5,000 円 ・営業用 2,700 円 (本則税率：いずれも2,500円)	7,535 (うち地方譲与分 3,065)	・税収の一部を公害健康被害の補償費用の財源として交付 ・税収の407/1000は地方の一般財源として譲与
	石 油 石 炭 税	原油、石油製品、天然ガス、 石油ガス、石炭等	・原油、石油製品 2,040 円/kl ・天然ガス、石油ガス等 1,080 円/t ・石炭 700 円/t	4,800	・燃料安定供給対策及びエネルギー需給構造高度化対策財源
	航空機燃料税	航空機燃料	26,000 円/kl	910 (うち地方譲与分 140)	・空港整備財源及び地方空港対策費 ・税収の2/13は地方の空港対策財源として譲与
	電源開発促進税	一般電気事業者の販売電気	千キロワット時につき 375 円	3,300	・電源立地対策及び電源利用対策財源
地 方 税	軽油引取税	軽 油	32,100 円/kl (本則税率：15,000円/kl)	8,432	・地方の一般財源
	自動車取得税	乗用車、トラック、バス、 軽自動車等	・自家用 取得価額の5% ・営業用及び軽自動車 " 3% (本則税率：いずれも3%)	2,286	・地方の一般財源
	自動車税	乗用車、トラック、バス 等（軽自動車等を除く）	(例) 乗用車 排気量2,000ccクラス ・自家用 39,500円（年） ・営業用 9,500円（年）	16,272	・地方の一般財源
	軽自動車税	軽自動車、小型二輪車、 原付自転車等	(例) 軽乗用車 ・自家用 7,200円（年） ・営業用 5,500円（年）	1,792	・地方の一般財源

(注) 1. 税収は、国税は当初予算額、地方税は地方財政計画額である。

2. 揮発油税、地方揮発油税及び自動車重量税の税率は租税特別措置法、軽油引取税及び自動車取得税は地方税法附則による特例税率。

# エネルギー課税の状況



● は石油石炭税の課税対象となる輸入石油製品。  
 ※1 輸入石化用ナフサ等は石油石炭税が免税、国産石化用ナフサ等は石油石炭税が還付  
 ※2 輸入農林漁業用A重油は石油石炭税が免税、国産農林漁業用A重油は石油石炭税が還付  
 ※3 国産石油アスファルトは石油石炭税が還付

## OECD 環境統計 — 環境関連歳出と税制 (抄)

### ( OECD “Environmental Data — Environmental Expenditure and Taxes” )

**表4A 環境関連税制の内訳 (抄)**

( Structure of Revenues from Environmentally Related Taxes )

2004年(億ドル)

課 税 対 象	日 本
エネルギー物品 (Energy products)	485
輸送目的	406
うち、ガソリン	297
生活上の使用目的	79
化石燃料	44
電気	34
自動車、その他輸送手段 (Motor vehicles and transport)	291
取引課税	42
保有課税	249

- 軽油引取税
- 石油ガス税
- 航空機燃料税
- 揮発油税
- 地方道路税
- 石油石炭税
- 電源開発促進税
- 自動車取得税
- 自動車重量税
- 自動車税
- 軽自動車税

**表4B 環境関連税制の税収 (抄)**

( Trends in Revenues from Environmentally Related Taxes )

2004年

	GDP 比 (% of GDP)			税 収 (億ドル)		
	うち エネルギー 物品	うち自動車 その他 輸送手段		うち エネルギー 物品	うち自動車 その他 輸送手段	
デンマーク	4.8	2.5	1.9	117	61	48
オランダ	3.6	1.9	1.3	216	117	79
フィンランド	3.3	1.9	1.2	61	37	23
イタリア	3.0	2.2	0.4	513	379	74
イギリス	2.6	2.0	0.5	564	443	103
ドイツ	2.5	2.2	0.4	697	601	96
フランス	2.1	1.6	0.2	442	334	42
日本	1.7	1.1	0.6	776	485	291
カナダ	1.2	1.0	0.2	125	99	24
アメリカ	0.9	0.6	0.3	1,056	694	346
OECD 平均	1.8	1.3	0.4			

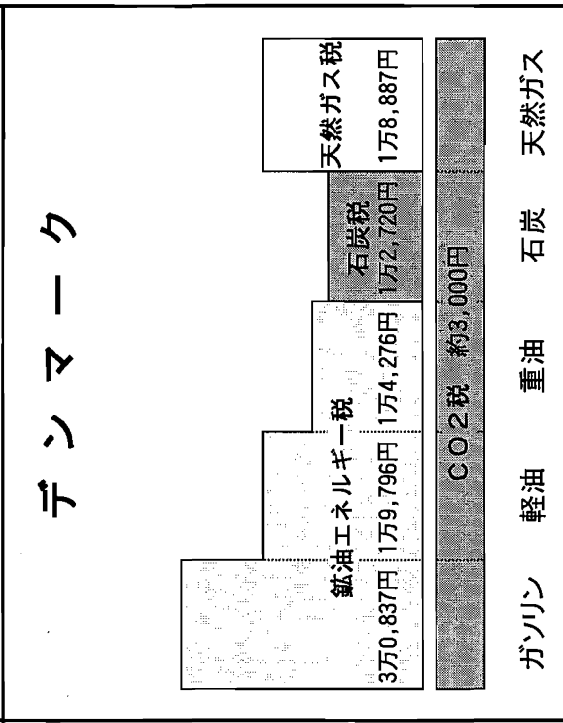
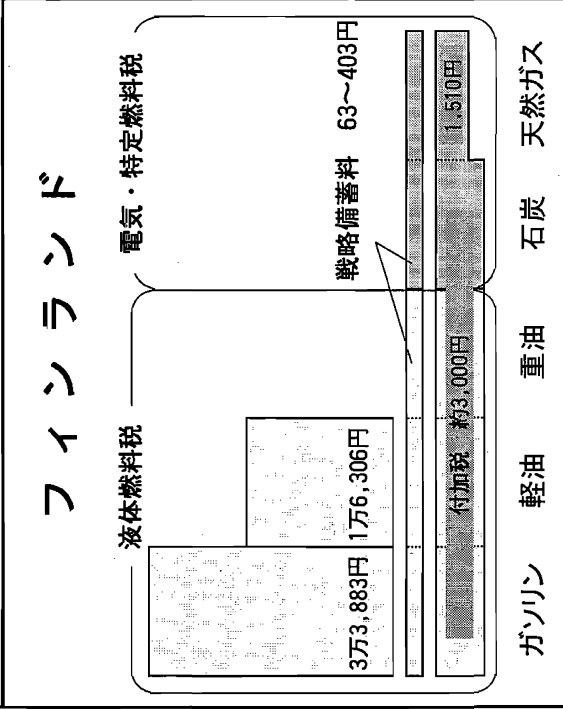
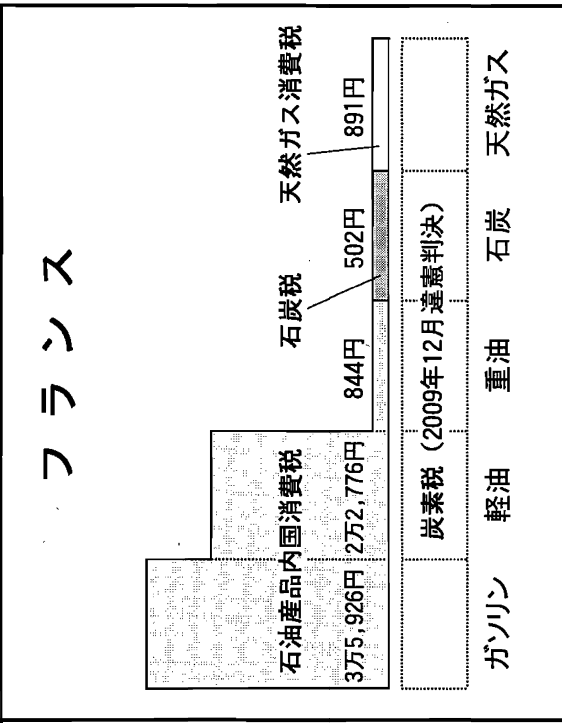
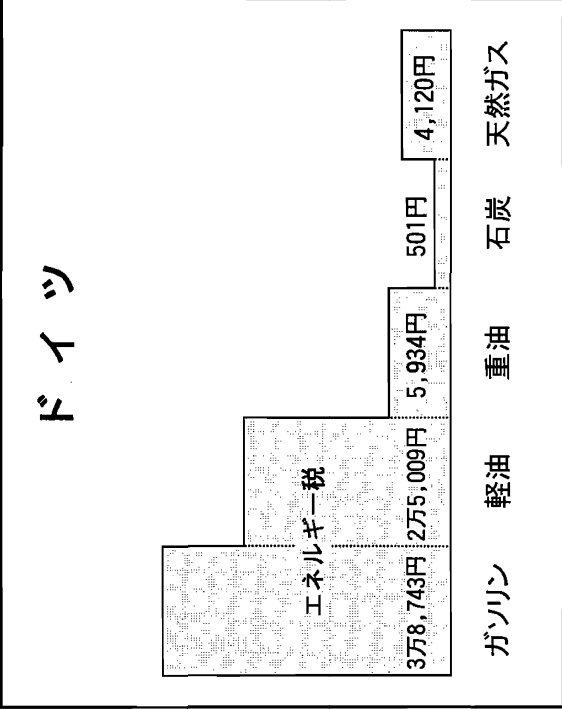
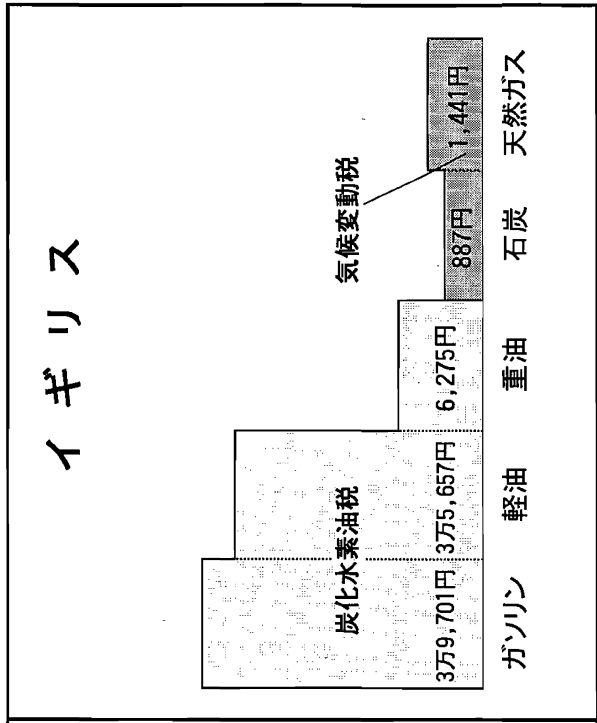
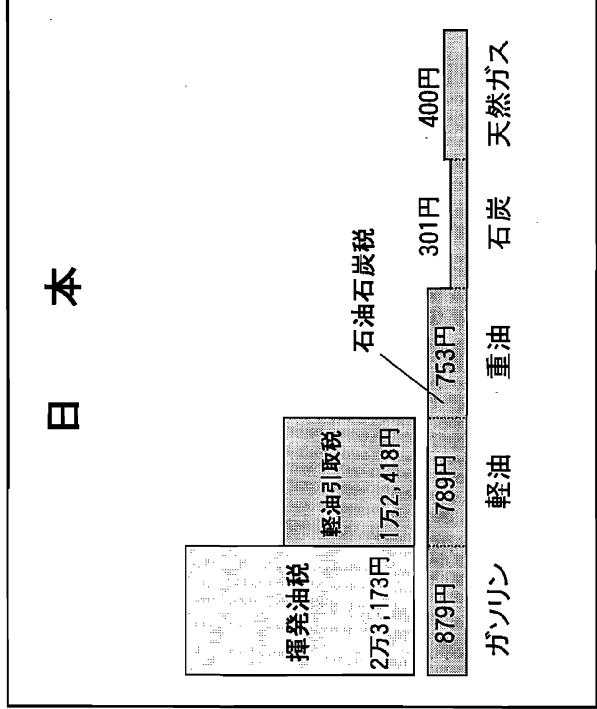
(注1) OECDによる「環境関連税制」(Environmentally Related Taxes)の定義は、以下のとおり。

- ・ 特に環境に関連するとみなされる課税物件に課される一般政府に対する全ての強制的・一方的な支払い
- ・ 税の名称及び目的は基準とはならない
- ・ 税の用途が定まっているかは基準とはならない

(注2) 「環境関連税制」の課税対象には、上記の「エネルギー物品」・「自動車、その他輸送手段」のほか、「廃棄物管理」、「オゾン層破壊物質」等がある。

(注3) GDP比の内訳については、OECD環境統計には示されていないため、OECDが公表している各国のGDPを基に試算した。

# CO2排出1トン当たりのエネルギー課税の比較



(注)フィンランドの付加税(液体燃料税、電気・特定燃料税の付加部分)とデンマークのCO2税は炭素含有量に応じた税率設定。  
 (出展)各国政府資料及びEUホームページ「Taxation in Europe Database」の税率を基に作成。

**日本とEU諸国のCO2排出量1トン当たりの  
エネルギー課税の税率の比較**

【未定稿】  
(2010年4月現在)

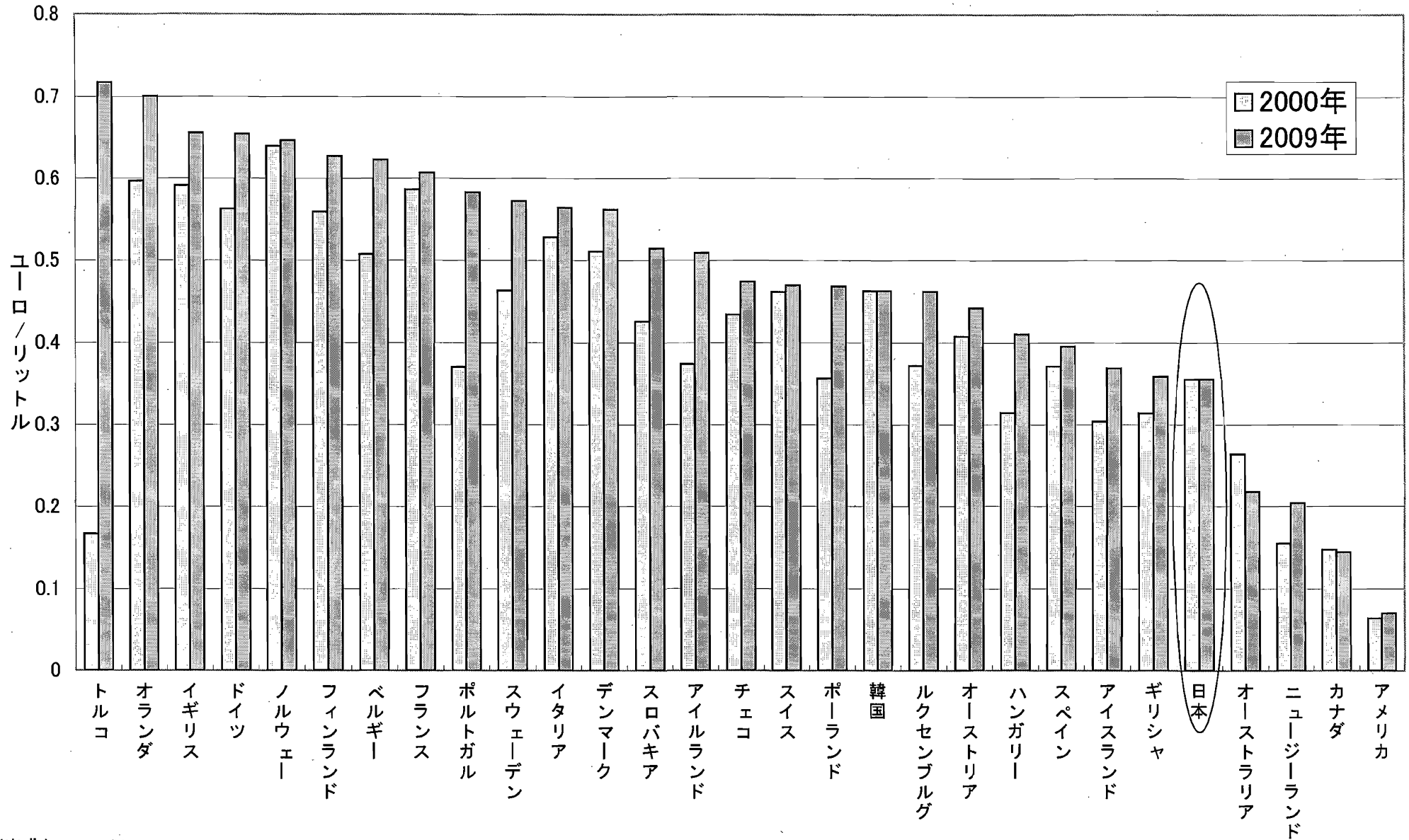
○ 欧州各国とも、エネルギー課税全体として見れば単純なCO2比例とはなっておらず、ガソリン、軽油に重課している。

	ガソリン	軽油	重油	石炭	天然ガス
<b>日本</b>	<b>24,052 (円)</b> 揮発油税 : 23,173 石油石炭税 : 879	<b>13,207 (円)</b> 軽油引取税 : 12,418 石油石炭税 : 789	<b>753 (円)</b> 石油石炭税 : 753	<b>301 (円)</b> 石油石炭税 : 301	<b>400 (円)</b> 石油石炭税 : 400
<b>イギリス</b>	<b>39,701 (円)</b> 炭化水素油税 : 39,701	<b>35,657 (円)</b> 炭化水素油税 : 35,657	<b>6,275 (円)</b> 炭化水素油税 : 6,275	<b>887 (円)</b> 気候変動税 : 887	<b>1,441 (円)</b> 気候変動税 : 1,441
<b>ドイツ</b>	<b>38,743 (円)</b> エネルギー税 : 38,743	<b>25,009 (円)</b> エネルギー税 : 25,009	<b>5,934 (円)</b> エネルギー税 : 5,934	<b>501 (円)</b> エネルギー税 : 501	<b>4,120 (円)</b> エネルギー税 : 4,120
<b>フランス</b>	<b>35,926 (円)</b> 石油産品国内消費税 : 35,926	<b>22,776 (円)</b> 石油産品国内消費税 : 22,776	<b>844 (円)</b> 石油産品国内消費税 : 844	<b>502 (円)</b> 石炭税 : 502	<b>891 (円)</b> 天然ガス消費税 : 891
<b>フィンランド</b>	<b>37,115 (円)</b> 液体燃料税 - 基本税 : 33,883 - 付加税 : 2,830 - 戦略備蓄料 : 403	<b>19,352 (円)</b> 液体燃料税 - 基本税 : 16,306 - 付加税 : 2,860 - 戦略備蓄料 : 186	<b>3,058 (円)</b> 液体燃料税 - 基本税 : - - 付加税 : 2,931 - 戦略備蓄料 : 128	<b>2,982 (円)</b> 電気・特定燃料税 - 基本税 : - - 付加税 : 2,912 - 戦略備蓄料 : 70	<b>1,573 (円)</b> 電気・特定燃料税 - 基本税 : - - 付加税 : 1,510 - 戦略備蓄料 : 63
<b>デンマーク</b>	<b>33,800 (円)</b> 鉱油エネルギー税 : 30,837 CO2税 : 2,964	<b>22,743 (円)</b> 鉱油エネルギー税 : 19,796 CO2税 : 2,947	<b>17,297 (円)</b> 鉱油エネルギー税 : 14,276 CO2税 : 3,021	<b>15,997 (円)</b> 石炭税 : 12,720 CO2税 : 3,277	<b>21,808 (円)</b> 天然ガス税 : 18,887 CO2税 : 2,920

(注) 為替レート: 1ポンド=約161.17円、1ユーロ=約137.43円、1デンマーク・クローネ=約18.45円(2008年4月から2010年3月までの為替レートの平均値、Bloomberg)



# OECD諸国のガソリン課税の推移



(出典) OECD/European Environmental Agency - Database on instruments used for environmental policy and natural resource management

(注1) カナダ、アメリカについては、連邦税と州税を合算した税額

(注2) 為替レートについては、2008年の年平均レートで各国通貨をユーロに換算したもの(円については151.2円/ユーロ)

(注3) 各国とも、消費税、小売売上税、付加価値税は算入していない(日本については揮発油税・地方揮発油税のみ)

## 主要先進国のエネルギー税・環境税の使途

(2010年7月現在)

国名	税目	主な課税対象	税収(2008年) <sup>(注)</sup>	使途
アメリカ	燃料税	ガソリン、軽油、LPG	3兆2320億円	・特定財源(道路)
	石油税	原油、輸入石油製品	411億円	・特定財源
	石炭税	石炭等	593億円	・特定財源
イギリス	炭化水素油税	ガソリン、軽油、LPG	3兆3219億円	・一般財源
	気候変動税	石炭、天然ガス、電力	961億円	・一般財源
ドイツ	エネルギー税	ガソリン、軽油、LPG、天然ガス、石炭	4兆5328億円	・一部特定財源(道路等交通政策)
	電気税	電力	7201億円	・一般財源
フランス	石油産品内国消費税	ガソリン、軽油、LPG	1兆8515億円	・一般財源
	石炭税	石炭	8億円	・一般財源
	天然ガス税	天然ガス	278億円	・一般財源
イタリア	エネルギー製品税	ガソリン、軽油、LPG、石炭、天然ガス、電力	3兆2568億円	・一般財源
オランダ	石炭税	石炭		
	エネルギー税	電力、天然ガス	1兆3168億円	・一般財源
	鉱油税	軽油、LPG		
デンマーク	鉱油エネルギー税	ガソリン、軽油、LPG	2756億円	・一般財源
	石炭税	石炭	229億円	・一般財源
	天然ガス税	天然ガス	558億円	・一般財源
	電気税	電力	1349億円	・一般財源
	二酸化炭素税	ガソリン、軽油、LPG、石炭、天然ガス、電力	782億円	・一般財源

(注1) 税収の数字については、EU諸国は原則EU発表資料(Taxation Trends等)、フランスの石油産品内国消費税収は決算書(国税の数字)、アメリカの各税収は2011年度大統領予算教書より2009年の数字を記載している。

(注2) 邦貨換算レートは、1ドル=92円、1ポンド=134円、1ユーロ=115円、1デンマーク・クローネ=約15.46円(基準外国為替相場及び裁定外国為替相場：平成22年(2010年)5月中における実勢相場の平均値)。